

議案第 15 号

城陽市水道事業給水条例の一部改正について

城陽市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 0 日 提出
(2026年)

城陽市長 村 田 正 明

城陽市水道事業給水条例の一部を改正する条例

城陽市水道事業給水条例（昭和39年城陽市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
城陽市水道事業給水条例 (工事の施行) 第11条 略 2・3 略 4 第1項の規定により指定給水装置工事事業者 が施行する給水装置工事は、管理者が必要と認 めるときは、管理者の指定する市職員の下線を 要する。 5 略	城陽市水道事業給水条例 (工事の施行) 第11条 略 2・3 略 4 第1項の規定により指定給水装置工事事業者 が施行する給水装置工事は、管理者が必要と認 めるときは、管理者の指定する者の下線を 要する。 5 略

附 則

この条例は、令和8年（2026年）4月1日から施行する。

提案理由

給水装置工事に関する業務の一部を包括して民間に委託することに伴い、城陽市水道事業給水条例（昭和39年城陽市条例第33号）について所要の改正を行いたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔条例〕

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

②・③ 略

参考資料

城陽市水道事業給水条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の概要

給水装置工事の立会い業務を行う者について、「管理者の指定する市職員」と規定しているが、市が立会い業務を委託する者がこれを行えるように、条例の一部を改正するもの（第11条関係）。

2 施行期日

令和8年（2026年）4月1日